

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ 前職の給与がわからないときの年末調整

**Q** : 当社の社員の中に、今年の5月に入社した者がいますが、この社員の前職の給与の金額がわかりません。

この社員については、当社において5月以降に支払った給与の金額だけで年末調整を行ってもよいでしょうか。

**A** : 前職の源泉徴収票等がない場合には、年末調整はできません。

#### 【解説】

年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の全員について行います。例外的に年末調整の対象とならない人もいますが、年の途中で就職し、年末まで勤務している人は年末調整の対象となります。

この場合、その入社前に他の者から給与の支払いを受け、その支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していた人の年末調整は、他の給与の支払者の支払った給与を含めて行わなければなりません。

また、他の者の支払った給与の金額は、その支払者の発行した「給与所得の源泉徴収票」によって確認することになり、この源泉徴収票の提出があるまでは年末調整ができませんから、本人にその提出を求めてください。

なお、前職の勤務先の倒産等により、源泉徴収票の交付を受けることが困難な場合には、前職に係る給与等の金額が明らかになるものであれば、源泉徴収票以外のもの（例えば給与明細書等）を提出すれば、年末調整を行って差し支えありません。

